

(別 紙)

マイナンバーカードと健康保険証の一体化をしないよう求める意見書 (案)

国は現行の健康保険証を 2024 年秋に廃止し、マイナンバーカードを健康保険証として利用する方針を発表した。また、今年 2 月 17 日、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」による「中間とりまとめ」が公表され、その中でマイナンバーカードを持たない人への無料の「資格確認書」の発行や、マイナンバーカードの「特急発行・交付」の仕組み、1 歳未満への顔写真がないカードの交付、対面での本人確認が難しい場合の代理人への交付などの措置が検討されていると報じられている。

「中間とりまとめ」は冒頭、マイナンバーカードと健康保険証一体化の意義として、メリットを並べているが、昨年 12 月 2 日～12 日の国の調査では、マイナンバーカードの健康保険証利用を申し込んだ理由のうち、実に 89.1%は「マイナポイントがもらえるから」であり、「利用できるから」14.3%、「メリットを感じたから」11.6%と比較して、メリットが感じられていないことは明らかである。

これまで、マイナンバーカードは番号法第 17 条第 1 項等で、本人の申請により交付するとされていたために、取得は任意だが、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されれば、日本は皆保険の国であることから、マイナンバーカードの取得が事実上義務化されることになる。また、全国保険医団体連合会の会員アンケートでは、「オンライン資格確認の原則義務化、保険証の原則廃止」に約 8 割の医師・歯科医師が反対している。

危惧されるのは、マイナンバーカードを紛失した場合は再発行してもらわないと保険診療が受けられない、また、マイナンバーカードには保険証番号などは書いていないため保険証廃止となれば、自分の保険の名称や番号が分からなくなる、さらには、大規模なシステム障害や災害時の停電などでオンラインが機能しなくなったとき、何も書いていないカードで資格確認をどうするのかなど、多くの問題がある。

国は、制度設計の過程で、マイナンバーカードの取得は任意であることを原則としたが、取得したくないという人に取得を事実上強制することは、個人の尊厳・個人の意思尊重を保証する憲法第 13 条にも違反すると言わざるを得ない。

さらに、国は、何でもマイナンバーカード 1 枚で行うようにしようとしているが、それは、私たちのさまざまな行動履歴情報が全て電子証明書の

個人識別符号にひも付けられていくことになり、「監視社会化」の危険性をもたらし、プライバシー保護の観点からも問題がある。

よって、健康保険証で安心して受診できる国民皆保険制度を守るため、国に対し、マイナンバーカードと被保険者証の一体化をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} 宛